



容量停止計画調整業務における 「調整に応じることができないやむを得ない理由」の報告について

詳細説明資料

2025年1月29日
電力広域的運営推進機関
需給計画部 容量市場センター

- 調整期間終了時点の調整不調電源判定結果が調整不調対象となった電源については、「容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由」※を報告いただくことで、調整不調電源に科される経済的ペナルティ（減額）の対象外となる可能性があります。
調整に応じることができない理由が合理的と判断された場合や送配電設備の停止等により一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、調整不調電源に科される経済的ペナルティの対象外となる可能性があります。
- 各事業者様にて「容量停止計画の調整に応じることができないやむを得ない理由」の報告を希望する場合には、次頁以降の内容についてご確認頂き、各実需給年度事項で公表されている期限までにご報告頂きますようお願いいたします。
- なお、本資料は年度共通事項として掲載しております。

※調整に応じることができないやむを得ない理由

やむを得ない理由としては以下が挙げられます。

具体的には調整ができない理由を弊機関に提出していただき、個別に確認いたします。

- ・一般送配電事業者との調整が必要である場合（送電線の停止のために計画停止の調整する場合など）
- ・メーカー、作業員の確保などによる時期の調整が不可能な場合
- ・その他弊機関が妥当であると認めた場合

- **報告を行う対象は、調整不調月に容量停止計画を提出しており、容量市場システムにおいてSTEP4時点で調整不調電源として登録されている電源（容量市場システム上で下表の通り登録されている電源）**となります。

調整不調電源対象の容量市場システム上の登録内容	
日数	0.0000※
減額率[%]	0.3000
広域機関判定結果	空白

※減額率がゼロとなり減額もゼロの場合、容量市場システム上は、減額率、調整不調日数が両方変数のため、減額率を0.3%相当で固定し、調整不調日数を0.0000日として表示されています。

- 調整不調電源対象となってる電源で、調整に応じることができないやむを得ない理由がある場合には、必要に応じてご報告をお願いいたします。やむを得ない理由の報告は次頁に記載の様式を用いて報告願います。
- 調整に応じることができないやむを得ない理由がない場合や、やむを得ない理由がある場合でも経済的ペナルティ（減額）の免除を求めない場合については、調整に応じることができない理由の報告を行う必要はありません。
（理由の報告を行わなかった場合でも追加の手続きやペナルティはありません）
- なお、減額算定について計算式に基づいて計算の結果、減額率がゼロとなり減額もゼロとなった場合、調整に応じることができないやむを得ない理由を「提出しなかった場合/認められなかった場合」でも減額はゼロとなります。

- 提出期限：各実需給年度事項で公表されているスケジュールを確認ください。

[illegible]

- やむを得ない理由は所定の様式に記載の上、第三者（自社内の他部署含む）が作成した各証明資料を添付し、提出してください。
- 証明資料の例は以下のとおりです。
 - 作業調整を行った経緯および結果が記載された文書（例：右図参照）
 - 一般送配電事業者・広域機関が作成した文書
 - 公的文書 等
- 次の場合には証明資料としては認められませんので、ご注意ください。
 - 調整経緯が把握できない文書
 - 調整できなかった理由が把握できない文書
 - 作業工程表のみ
 - メール文書

証明資料（例）

▲▲会社
○○部

○○メーカー株式会社
△△部

作業調整の結果について

✓ご依頼内容
以下作業の期間変更について
・作業内容 : ○○発電所 中間点検
・作業期間 : (変更前) ●月○日～▲月△日
 : (変更案) ■月○日～☆月▲日

✓回答
ご依頼いただきました作業期間の調整について検討致しましたが、対応はできません。

以上

- 容量市場 業務マニュアル 容量停止計画の調整業務 編 (対象実需給年度：2026年度以降)
 - https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/chousei/files/240620_teishikekaku_manual.pdf